

令和6年第1回定例会

民生環境常任委員会会議概要

委員長 赤平 勇人

副委員長 工藤 夕介

1 開催日時 令和6年3月8日（金曜日）午前10時23分～午前11時26分

2 開催場所 第1・2委員会室

3 審査案件

- (1) 議案第70号 青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第71号 青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第72号 青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- (4) 議案第73号 青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第74号 青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第75号 青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第76号 青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第77号 青森市健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について

4 報告事項

- (1) 令和6年度高齢者肺炎球菌予防接種事業の対象者変更等について
- (2) 第3回共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議における意見聴取について
- (3) 令和6年能登半島地震に係る理学療法士の派遣について

○出席委員

委員長	赤平勇人	委員	中村美津緒
副委員長	工藤夕介	委員	小豆畑 緑
委員	竹山美虎	委員	木戸喜美男
委員	関 貴光		

○欠席委員

委員 山田 千里

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長 佐々木 浩 文
福祉部長 岸 田 耕 司
保健部長 千 葉 康 伸
市民病院事務局長 奈 良 英 文
環境部次長 泉 宏 明

福祉部次長 大久保 綾 子
保健部次長 加 福 拓 志
市民病院事務局次長 遠 嶋 祥 剛
市民病院事務局総務課長 阿 部 崇
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 北 山 賢 臣
議事調査課主査 笹 田 貴 子

議事調査課主幹 風 晴 英 樹

○赤平勇人委員長 おはようございます（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

なお、本日は、山田千里委員が体調不良のため欠席となります。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において本委員会に付託されました議案8件について、ただいまから
審査いたします。

初めに、議案第70号「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条
例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あ
り）議案第70号「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例の一
部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

議案第70号関係資料1を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてであります。が、「障害を理由とする差別の解消
の推進に関する法律」では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、
障害のある方から配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で社会的障壁
を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことを求めており、改正法施行前
においては、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていたものです。

法律の一部改正により、令和6年4月1日から、事業者の障害のある方に対する
合理的配慮が義務化されることに伴い、本市の条例についても所要の改正をするも
のです。

次に、「2 改正概要」についてであります。が、社会的障壁の除去の実施について
の合理的配慮に関する事業者の規定について、努力義務から義務へと改めるもの
です。

最後に、「3 施行期日」についてであります。が、令和6年4月1日を予定してお
ります。

次に、議案第70号関係資料2の新旧対照表を御覧ください。

第7条に規定する事業者の合理的配慮について、現行の努力義務から義務へと改
めるものです。

以上、議案第70号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を
賜りますよう、お願い申し上げます。

○赤平勇人委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 議案第71号「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の議案第71号関係資料1を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてですが、本条例は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令」等が令和6年1月25日に公布されたことに伴い、所要の改正をするために制定するものです。

次に、「2 改正する条例」を御覧ください。

本条例により改正いたしますのは、表に記載の5条例となります。

次に、「3 主な改正の概要」を御覧ください。

国の基準命令等が改正されることに伴い、本市の条例にも適用させるものです。

主な改正内容は、(1)新サービス「就労選択支援」の基準を規定、(2)意思決定支援を推進するための方策を規定、(3)地域移行等支援を推進するための取組を規定、(4)支援の質の確保について規定、(5)相談支援の充実について規定、(6)感染症発生時に備えた平時からの対応について規定、(7)その他、国の基準命令の見直しに伴う改正となっており、具体的な内容は資料1-2で説明させていただきます。

「4 施行期日」ですが、本条例は令和6年4月1日から施行するものです。なお、新サービス「就労選択支援」に関する規定は、政令で定める日からの施行となっており、令和7年10月1日の予定となっています。

続きまして、資料1-2を御覧ください。

当該資料の構成ですが、表頭を御覧ください。

「改正内容」として、具体的な改正内容を、「条例番号」は資料1に記載の条例番号を、「該当条項」は改正する条項を、「関係資料」は資料2の左側の表頭の番号に対応しており、「新旧対照表該当ページ」は「関係資料」のページを表した資料です。

通常は、条例ごとの新旧対照表を基に御説明するところですが、1つの改正内容が複数の条例に適用されることから、当該資料1-2で主な改正内容を御説明させていただきます。

なお、「関係資料」及び「新旧対照表該当ページ」についての説明は省略させていただきます。

それでは、「(1) 新サービス『就労選択支援』の基準」については、就労選択支援事業・事業所についての基準を規定するものです。

①人員基準については、事業所には、管理者及び就労選択支援員を配置すること等を規定するものです。

②設備基準については、生活介護（デイサービス）の基準を準用し、訓練・作業室、相談室、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならないことを規定するものです。

③運営基準については、実施主体は、就労移行支援または就労継続支援を運営する事業者であり、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに一般企業に雇用された実績等を有する事業者でなければならないこと等を規定するものです。

④最低基準については、事業所の規模として、利用定員は10人以上でなければならないことを規定するものです。

次に、「(2) 意思決定支援を推進するための方策」について規定する改正です。これは全ての条例に適用されます。

①具体的取扱方針について規定する改正で、障害福祉サービスの提供に当たっては、事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、意思決定の支援に配慮すること等を規定するものです。

②サービス管理責任者等の業務について規定する改正で、サービス管理責任者等は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならないこと等を規定するものです。

③個別支援計画の作成に係る会議である担当者会議への利用者の参加等について規定する改正で、サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議に利用者を招集し、利用者の生活に対する意向等を改めて確認すること等を規定するものです。

「(3) 地域移行等支援を推進するための取組」について規定する改正です。

①障害者支援施設における地域移行等意向確認担当者の専任等について規定する改正で、事業者は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、他の事業所における障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認「地域移行等意向確認」を適切に行うため、指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任すること等を規定するものです。

「(4) 支援の質の確保」について規定する改正です。

①共同生活援助及び障害者支援施設、いわゆる居住系サービスにおける地域との連携等について規定する改正で、事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、事業の運営に係る状

況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこと、また、記録を作成し、公表しなければならないことを規定するものです。

「(5) 相談支援の充実」について規定する改正です。

①個別支援計画の作成等について規定する改正で、サービス管理責任者は、個別支援計画を作成したときは、当該計画を利用者等及び相談支援事業者に交付すること等を規定するものです。

「(6) 感染症発生時に備えた平時からの対応」について規定する改正です。

①共同生活援助及び障害者支援施設における協力医療機関等について規定する改正で、事業者が、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないことを規定するものです。

「(7) その他」の改正について御説明いたします。

①訪問系のサービス等における管理者の専従等の基準の緩和について規定する改正で、管理者が兼務できる範囲を、「同一敷地内の他の事業所」から「他の事業所」に緩和することについて規定するものです。

②生活介護及び自立訓練（機能訓練）の従業者の員数等の基準の拡充について規定する改正で、高次脳機能障害等の後遺症による言語障害を有する者等の支援に当たる言語聴覚士を基準人員として認めることについて規定するものです。

③自立訓練（機能訓練）に係る共生型サービスの対象の拡充について規定する改正で、介護保険法に規定される指定通所リハビリテーション事業者を共生型自立訓練（機能訓練）の指定の対象とすること及び対象事業所が満たすべき基準について規定するものです。

④自立訓練（機能訓練）に係る基準該当サービスの対象の拡充について規定する改正で、介護保険法に規定される指定通所リハビリテーション事業者、病院及び診療所を条件つきで基準該当自立訓練（機能訓練）の登録の対象とすること及び対象事業所が満たすべき基準を規定するものです。

⑤就労継続支援B型に係る工賃の支払い等の基準についての規定の改正で、工賃の支払いに要する額は、原則として自立支援給付をもって充ててはならないことを規定する改正です。

⑥就労定着支援に係る実地主体の拡充について規定する改正で、就労定着支援の実施主体に、障害者就業・生活支援センターを運営する法人を追加することを規定するものです。

⑦自立生活援助に係る従業者の員数等の基準の緩和・拡充について規定する改正で、自立生活援助事業所に、利用者数に応じて配置するべきサービス管理責任者の数を緩和すること等を規定するものです。

⑧共同生活援助の基本方針等における支援の内容について規定する改正で、事業所は、居宅における自立した日常生活を希望する入居者につき、当該日常生活への意向及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助を適切かつ効果的に行

わなければならないことを規定するものです。

⑨就労移行支援及び就労継続支援に係る就労選択支援に関する情報提供について規定する改正で、事業者は相談支援事業所と連携し、利用者に対し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うことを規定するものです。

⑩就労移行支援に係る最低基準、規模の緩和について規定する改正で、これまで、定員は20人以上でなければならなかった規定を、定員は10人以上でなければならぬと規定するものです。

⑪児童発達支援の一元化及び児童発達支援（児童発達支援センターにおいて提供する場合に限る）における人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分の一元化について規定する改正で、医療型児童発達支援が児童発達支援に統合されることにより廃止すること等について規定するものです。

⑫児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援に係る心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援の実施について規定する改正で、障害児の適性及び障害の特性等を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及び改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならないこと等を規定するものです。

⑬児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援に係る障害児の地域社会への参加及び包摂の推進について規定する改正で、事業者は、障害児が支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂の推進に努めなければならないことを規定するものです。

⑭保育所等訪問支援に係る自己評価等の実施について規定する改正で、事業者は、事業の質の評価及び改善を行うに当たり、自己評価を行うとともに、保護者評価、訪問先施設評価を受けて、その改善を図らなければならないことを規定するものです。

以上、主な改正内容について御説明いたしました。

このほかの改正は、主な改正に伴う条ずれ及び準用規定の調整となっておりますが、説明は省略させていただきます。

以上、議案第71号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○赤平勇人委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号「青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 議案第72号「青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例の制定について」御説明申し上げます。

議案第72号関係資料1を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」ですが、本条例は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が令和6年1月25日に公布されたことに伴い、青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等、関係する条例について、所要の改廃をするものです。

次に、「2 改廃する条例」ですが、改正する条例は、条例番号1から15までの各条例であり、条例番号16は、介護療養型医療施設に係る介護保険法等の有効期限が令和6年3月31日までとなっていることから廃止するものです。

2ページを御覧ください。

「3 改正の内容」ですが、改正項目は、(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進、(2) 自立支援・重度化防止に向けた対応、(3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり、(4) その他としており、具体的な内容は、後ほど、資料2で説明させていただきます。

次に、「4 施行期日」ですが、本条例の施行期日は本年4月1日を予定しておりますが、条例番号5及び7の居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションに係るサービスについては、施行期日を令和6年6月1日としています。

続きまして、資料2を御覧ください。

当該資料の構成ですが、表頭を御覧ください。

「改正内容」として、具体的な改正内容を、「条例番号」は資料1に記載の条例番号を、「該当条項」は改正する条項を、「関係資料」は資料4の左側の表頭の番号に対応しており、「新旧対照表該当ページ」は「関係資料」のページを表した資料です。

通常は、条例ごとの新旧対照表を基に御説明するところですが、1つの改正内容が複数の条例に適用されることから、当該資料2で主な改正内容を御説明させていただきたいと思っております。

なお、「関係資料」及び「新旧対照表該当ページ」についての説明は省略させていただきます。

初めに、「(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進」の「ア 質の高い公正中立

なケアマネジメント」についてです。

①として、介護予防支援について、居宅介護支援事業者も市の指定を受けて実施できるようになることから、人員の配置については、介護支援専門員のみでの配置で事業を実施することを可能とするほか、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、事業所の管理に支障がない場合に限り、兼務を可能とするなどの改正となります。

②として、居宅介護支援及び介護予防支援について、利用者の同意を得ること等の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする改正となります。

次に、「イ 医療と介護の連携の推進」です。

①として、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについて、医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後のリハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入手し、内容を把握することを義務づける改正となります。

②として、介護保険施設等について、入所者の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること等の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務づけるなどの改正となります。

2 ページを御覧ください。

③として、介護老人福祉施設等があらかじめ定める緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることを義務づけるほか、1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うことを義務づける改正となります。

次に、「ウ 感染症や災害への対応力向上」については、施設系サービス及び居住系サービスについて、感染者の診療等を行う第二種協定指定医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めるほか、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける改正となります。

3 ページを御覧ください。

「エ 高齢者虐待防止の推進」については、短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置を義務づけるほか、訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録することを義務づける改正となります。

4 ページを御覧ください。

「オ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し」についてです。

①として、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具である固定用スロープ、歩行器、単点つえ及び多点つえの提供に当たっては、福祉用具貸与または特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分な説明等を行うなどの改正となります。

②として、福祉用具貸与について、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリング実施時期を追加する改正となります。

③として、福祉用具貸与について、モニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することを義務づける改正となります。

次に、「(2) 自立支援・重度化防止に向けた対応」の「ア リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等」についてです。

①として、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があったときは、訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなすなどの改正となります。

②として、特定施設入居者生活介護について、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うことを義務づける改正となります。

次に、「イ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進」については、短期入所系サービス及び施設系サービスについて、個室ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないとする改正となります。

5 ページを御覧ください。

「(3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」の「ア 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり」についてです。

①として、短期入所系サービス、居住系サービス、多機能系サービス及び施設系サービスについて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づける改正となります。

②として、特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護について、見守り機器等のテクノロジーを複数活用していることなど、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われている場合は、看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3またはその端数を増すごとに0.9以上とする改正となります。

6 ページを御覧ください。

「イ 効率的なサービス提供の推進」についてです。

①として、全てのサービスについて、管理者が兼務できる事業所の範囲を、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する改正となります。

②として、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護における管理者について、他の事業所の管理者及び従事者との兼務可能なサービス類型を限定

しないこととする改正となります。

③として、居宅介護支援について、前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの割合及び同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に説明し、理解を得ることを努力義務とする改正となります。

④として、居宅介護支援について、人員基準を、原則、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44またはその端数を増すごとに1とする改正となります。

7ページを御覧ください。

「(4) その他」についてです。

①として、全サービスについて、運営規程の概要等の重要事項については、事業所内での書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載・公表することを義務づける改正となります。

②として、看護小規模多機能型居宅介護について、通い・泊まりで提供されるサービスに、看護サービスが含まれる旨を明確化する法改正があったことから、その旨を運営基準においても明確化する改正となります。

③として、居宅療養管理指導について、令和6年3月31日までとされている虐待の発生またはその再発を防止するための措置及び業務継続計画の策定等の義務づけに係る経過措置期間を3年間延長し、令和9年3月31日までとするものです。

次に、附則についてですが、施行期日は本年4月1日から施行することとしますが、条例番号5及び7は、本年6月1日からの施行としています。

また、経過措置については、第2条の重要事項のウェブサイトへの掲載の実施義務及び第3条の短期入所系サービス及び多機能系サービスにおける身体的拘束等の適正化のための措置に関する実施義務については、令和7年3月31日までの経過措置期間を設けることとし、第4条の利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置義務、第5条の特定施設入居者生活介護における口腔衛生の管理体制の整備に関する実施義務及び第6条の施設系サービスにおける協力医療機関との連携に関する実施義務については、令和9年3月31日までの経過措置期間を設けることとしています。

続きまして、資料3を御覧ください。

改正する15の条例について、条例ごとに、該当条項順に改正内容を記載しています。「整理番号」は、資料2の改正内容ごとの整理番号を記載していますので、参考にいただければと思います。

このほか、条ずれ及び語句の整理等の改正がありますが、御説明は省略させていただきます。

以上、議案第72号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○赤平勇人委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号「青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 議案第73号「青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

議案第73号関係資料1を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてですが、本条例は、国の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」による書面掲示等のアナログ規制の点検・見直し方針に基づき、令和5年12月26日に「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が一部改正されたことに伴い、青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、所要の改正をするために制定するものです。

次に、「2 改正内容」になります。

改正内容は（1）、（2）の2点になります。

（1）は、重要事項の公開に係る改正です。運営規程の概要等の重要事項について、施設への掲示に加え、インターネットでの公開を義務づけるものです。

改正内容は、現在の「重要事項を掲示しなければならない」との規定を「重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」との規定に改めるものです。

なお、青森市内の施設については、「ここd eサーチ」により、重要事項のインターネット公開は実施済みです。

（2）は、電磁的方法による書類の交付方法に係る改正です。電磁的方法による

書類の交付方法について、特定の媒体を示さない規定に変更するものです。

改正内容は、現在の「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイル」との規定を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイル」との規定に改めるものです。

次に、「3 施行期日」を御覧ください。

今回の改正のうち、第23条は令和6年4月1日から、第53条は公布の日から施行するものです。

続きまして、改正内容について、新旧対照表を用いて御説明いたします。

議案第73号関係資料2の新旧対照表を御覧ください。

第23条では、見出しを「掲示等」に改め、本文中、「重要事項を掲示しなければならない」を「重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改めます。

資料の2ページを御覧ください。

第53条第2項第2号では、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改めます。

新旧対照表の説明は以上です。

以上、議案第73号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○赤平勇人委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号「青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 議案第74号「青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明

申し上げます。

初めに、「1 制定理由」についてです。

都道府県から中核市への幼稚園型認定こども園等の認定権限の移譲に伴い制定した、青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例において、幼稚園型認定こども園に置く教育及び保育に従事する職員は、保育士もしくは幼稚園教諭またはその併有を原則としています。

しかしながら、当該条例施行前の県内の幼稚園型認定こども園の認定基準を定めていた青森県の条例では、保育の担い手確保の観点から、国の基準で定められた職員配置の特例に従い、当面の間、一部の職員に限り、小学校教諭、養護教諭、都道府県知事が幼稚園教諭または保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者（子育て支援員等）の配置を認める特例が設けられていました。

市の条例制定に当たり、この特例を廃止することによる施設等の不利益を勘案し、条例施行日の前日において現に存する認定こども園について、施行日から5年間は引き続き子育て支援員等の配置の特例を認める経過措置を設けたところです。

今般、令和6年3月31日に経過措置の5年間の満了するに当たり、市内の幼稚園型認定こども園における子育て支援員等の配置状況を踏まえ、特例を3年間延長するため、所要の改正をしようとするものです。

なお、幼稚園型認定こども園における子育て支援員等の配置状況につきましては、令和5年12月1日時点で、経過措置の対象となる11施設中6施設において、子育て支援員が配置されております。

次に、「2 改正内容」を御覧ください。

改正内容は（1）、（2）の2点になります。

（1）は、職員資格の経過措置の期間の延長に係る改正です。条例施行日から5年間の経過措置を8年間に延長するものです。

なお、この経過措置は、国の基準で定められた職員配置の特例であることから、国が基準を改正し、特例を認めないこととした場合は、施行日から8年以内でも条例を改正し、経過措置を終了することになります。

（2）は、その他です。

その他所要の改正として、附則第3条第2項で引用する条文を第12条から第13条に正しく修正するものです。

次に、「3 施行期日」を御覧ください。

本条例は、公布の日から施行するものです。

続きまして、改正内容について、新旧対照表を用いて御説明いたします。

議案第74号関係資料2の新旧対照表を御覧ください。

附則第3条第2項では、「5年間」を「8年間」に、「第12条第1項」を「第13条第1項」にそれぞれ改めます。

新旧対照表の説明は以上です。

以上、議案第74号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○赤平勇人委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 議案第75号「青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の議案第75号関係資料1を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてですが、「児童福祉法の一部を改正する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係省令の整備により、国の基準である「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」が改正されるため、青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正をしようとするものです。

「2 改正概要」を御覧ください。

改正概要は2点になります。

1つに、自立支援計画策定に係る母子の意見聴取を行う規定を追加するものです。フロー図の上段、左側の欄ですが、改正後の児童福祉法では、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見または意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置を行う規定が新設されました。これに伴い、フロー図の中段ですが、国の基準が改正されるため、本市の条例についても同様の改正をするものです。

2つに、関係機関との連携に関する規定を整備するものです。

フロー図の上段、中央の欄ですが、改正後の児童福祉法において、新たに里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられました。また、その右側の欄ですが、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、婦人相談所が女性相談支援センターへ名称変更となります。これらに伴い、国の基準が改正されたため、本市の条例についても、フロー図の下段に記載のとおり、同様の改正をする

ものです。

次に、「3 施行期日」を御覧ください。

本条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

続きまして、改正内容について、新旧対照表を用いて御説明いたします。

議案第75号関係資料2の新旧対照表を御覧ください。

第28条では、自立支援計画策定に係る母子の意見聴取を行う規定を追加いたします。

第30条では、関係機関との連携に関する規定を整備し、関係機関に「里親支援センター」を追加し、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改めます。

新旧対照表の説明は以上です。

以上、議案第75号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○赤平勇人委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号「青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 議案第76号「青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」ですが、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画の策定及び介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正をするものです。

「2 主な改正内容」を御覧ください。

「(1) 介護保険料設定の根拠規定の変更」ですが、介護保険法施行令の規定に基づき、国の標準段階と同じ設定とする場合は同法施行令第38条が、国の標準段階を超える設定とする場合は同法施行令第39条が根拠となります。

第9期では、国が標準段階を9段階から13段階に多段階化したことにより、市の段階が国の標準段階と同じ13段階となったことから、引用する根拠規定を同法施行

令第39条から同法施行令第38条に変更するものです。

次に、「(2) 介護保険料の改定」ですが、第9期の介護保険料基準額は月額6824円で、第8期と比較し、145円の増となり、基準となる第5段階の保険料年額は8万1800円で、第8期の8万100円と比較し、1700円の増となります。

次に、「(3) 第9段階以降の基準所得金額の設定」ですが、第9期は、国が標準段階を9段階から13段階に多段階化しましたが、国の第9段階以降の基準所得金額は、既に13段階に設定している市の基準所得金額と異なることから、第8期と同様、第9段階の基準所得金額を400万円に、第10段階を600万円に、第11段階を800万円に、第12段階を1000万円に設定するものです。

次のページを御覧ください。

「(4) 基準額に対する割合の変更」ですが、国においては、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、市民税非課税世帯である第1段階から第3段階までに係る基準額に対する割合が引き下げられたことから、変更するものです。

次に、「(5) 保険料減免の特例の対象期間の変更」ですが、現在の減免制度を継続するため、令和3年度から令和5年度までとなっている対象期間を令和6年度から令和8年度までに変更するものです。

続きまして、議案第76号関係資料2の「青森市介護保険条例の一部改正 新旧対照表」を御覧ください。

第4条第1項については、介護保険料の対象期間を変更するものであり、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改正するものです。

次に、第1号から第13号までについては、資料1別紙の介護保険料段階表の第1段階から第13段階までの内容に、それぞれ対応しています。

第1段階から第13段階までの介護保険料設定の引用する根拠規定については、市の段階が国の標準段階と同じ13段階となったことから、介護保険法施行令第39条を同法施行令第38条に改正するものです。

次に、各段階別の保険料年額については、第1段階は、これまでの4万円から3万7200円に、第2段階は5万2000円から5万6000円に、第3段階は6万100円から5万6500円に、第4段階は6万8100円から6万9600円に、第5段階は8万100円から8万1800円に、第6段階は8万8100円から9万円に改正するものです。

改正前の第6号から第12号までのイ及びロの規定については、介護保険法施行令第38条第1項第6号から第12号までの中にそれぞれ規定されているので、削除するものです。

2ページを御覧ください。

次に、第7段階は10万4100円から10万6400円に改正するものです。

3ページを御覧ください。

第8段階は12万200円から12万2800円に、第9段階は13万6200円から13万9200円に、

第10段階は15万2200円から15万5500円に改正するものです。

4 ページを御覧ください。

第11段階は16万8300円から17万1900円に、第12段階は18万4300円から18万8300円に、第13段階は20万300円から20万4700円に改正するものです。

次に、第2項については、第9段階の基準所得金額を定めています。国の第9段階以降の基準所得金額は、既に13段階に設定している本市の金額と異なることから、国の基準所得金額にかかわらず、本市の第9段階の金額である400万円とする旨、定めるものです。

5 ページを御覧ください。

同様の理由により、第3項は第10段階の基準所得金額を600万円とし、第4項は第11段階の基準所得金額を800万円とし、第5項は第12段階の基準所得金額を1000万円とするものです。

次に、第6項から第8項までは、第1段階から第3段階までの保険料の減額賦課について定めており、第6項は第1段階の軽減後の保険料年額を2万4000円から2万3300円に、第7項は第2段階の軽減後の額を4万円から3万9700円に、第8項は第3段階の軽減後の額を5万6100円から5万6000円に改正するものです。

続いて、第6条第3項については、根拠規定を介護保険法施行令第39条から同法施行令第38条とし、次のページになりますが、国の標準段階の多段階化に伴い、要保護者について定める第10号ロから第12号ロまでの号を加える改正をするものです。

続いて、第11条ですが、合計所得金額の定義については、1ページにあります。改正前の第4条第1項第6号イに規定していましたが、この規定を削除したことから、第11条「保険料の減免」の規定の中に、改めて規定するものです。

7 ページを御覧ください。

附則第5条については、保険料減免の特例の対象期間を変更するものであり、第9期計画期間においても継続して減免できるようにするため、対象期間について、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改正するものです。

次に、附則第6条ですが、租税特別措置法の法律番号については、6ページの本則第11条第1項に記載したことから、削除するものです。

最後に、附則1には施行期日を令和6年4月1日とすること、また、附則2には経過措置を定めています。

以上、議案第76号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○赤平勇人委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号「青森市健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 議案第77号「青森市健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の議案第77号関係資料1を御覧ください。

提案理由につきましては、児童福祉法及び母子保健法の一部改正に伴い、市町村において、子ども家庭総合支援拠点と母子健康包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である、こども家庭センターの設置が努力義務化されたことから、所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、法改正に伴い、条例に規定する母子健康包括支援センターの名称、これを、こども家庭センターに改め、及び同法の引用条項を改めるものであります。

具体的な改正内容につきましては、議案第77号関係資料2の新旧対照表を御覧ください。

設置について規定する第2条について、第2条第2項中の「第22条第2項」を「第22条第1項」に、「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改めます。

なお、本条例の施行期日につきましては、令和6年4月1日としております。

関係資料1にお戻りいただきまして、法改正の内容であります。児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う、こども家庭センターの設置の努力義務化等の措置を講じるものであります。

この参考のところに記載しておりますが、本市におきましては、令和2年4月1日から、あおもり親子はぐくみプラザを設置しておりますことから、今般のこども家庭センターとしての機能を有するものとして整備済みであります。

以上、議案第77号について御説明申し上げましたが、慎重なる御審議の上、何卒、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○赤平勇人委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○赤平勇人委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、「令和6年度高齢者肺炎球菌予防接種事業の対象者変更等について」報告を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 令和6年度高齢者肺炎球菌予防接種事業の対象者変更等について御報告いたします。

配付資料を御覧ください。

初めに、「1 高齢者肺炎球菌予防接種事業の対象者変更について」であります。国では、高齢者に対する肺炎球菌ワクチンについて、平成26年度に定期接種に位置づけ、当初、接種の対象者を65歳の高齢者として実施しつつ、それ以上の世代にも接種機会を提供する目的で、これまで経過措置を設けてまいりました。経過措置の内容として、当該年度に65歳、70歳——以下、5歳刻みで100歳まで——100歳となる方を対象としてきたところであります。

これまで、2回、通算10年間の経過措置を講じて、接種機会の提供の状況等を踏まえまして、国では対象者に係る経過措置を予定どおり令和5年度で終了することとしたものであります。

「2 主な変更内容」であります。

令和6年度から変更となる主な内容は3点あります。

今ほど説明いたしました接種対象者であります。令和6年度からは接種日の年齢が65歳の方となります。

米印のところに記載しておりますが、これまでは、65歳の前でも、年度が始まってからは接種することができましたが、令和6年度からは誕生日を迎えなければ接種することができないということとなります。

次に、予診票の送付時期であります。

令和5年度までは、対象者へ4月末に一斉発送しておりましたが、令和6年度からは、65歳経過後に、月3回に分けて、順次、発送することとし、医療機関で対象

者でない方に接種することを未然に防ぐことといたします。

最後に、生活保護世帯及び非課税世帯の確認方法であります。

これは、接種費用に関して、無料となる世帯の確認方法であります。これまでの書類①・②に加えまして、高齢者インフルエンザワクチンの事業と同様に、「③介護保険料段階が第1～3段階までであることを確認できる書類」、「④介護保険負担限度額認定証」も加えることとしたところであります。

これらの変更内容を踏まえまして、令和6年度の実施に当たりましては、「広報あおもり」、市のホームページなどを活用し、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「第3回共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議における意見聴取について」報告を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 第3回共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議における意見聴取について御報告いたします。

資料を御覧ください。

「1 会議概要」ですが、令和6年2月23日に、統合新病院に係る基本構想・計画の策定に当たり、助言等を得るため、学識経験者など、13名の方に御出席いただき、資料に記載の2つの案件について御意見を頂きました。

主な御意見につきましては、別紙1のとおりですけれども、会議では、地域医療連携推進法人については、最初から地域の病院などに入っていたいただければ、いい形で統合も進み、青森地域保健医療圏の医療としても良い方向に進むのではないかなどの御意見を頂いたところです。

会議の議事要旨につきましては、本日から、ホームページで公開するほか、会議の様子につきましては、青森市公式ユーチューブチャンネルでも公開しております。また、「広報あおもり」4月1日号にも概要を掲載することとしておりまして、広く市民の皆様にも情報共有を図っていくこととしております。

今後も、しっかりと検討を行って、その過程においては、市議会にも御報告して、御議論いただくとともに、市民の皆様からも御意見を頂戴した上で進めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和6年能登半島地震に係る理学療法士の派遣について」報告を求めます。

市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 令和6年能登半島地震に係る理学療法士の派遣について報告いたします。

資料を御覧ください。

「1 派遣内容」になりますが、このたびの派遣につきましては、日本災害リハビリテーション支援協会——J R A Tからの派遣依頼に基づき、理学療法士を被災地へ派遣したものであります。

「2 市民病院の派遣体制等」についてですが、派遣先は石川県珠洲市、派遣期間は令和6年2月25日から令和6年2月29日まで、そのうち、現地活動は3日間、前後1日ずつは移動日となっております。

派遣職員については理学療法士1名で、当該職員はJ R A Tの下部組織である青森県災害リハビリテーション連絡協議会が編成する6名体制のチームの一員としての派遣となり、現地での活動内容としては、避難所支援業務として災害関連疾患の予防や生活環境の改善支援などを行ってまいりました。

今後におきましても、状況に応じて、県等と連携して対応していきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)